

小規模事業者持続化補助金 経営計画作成支援セミナー・個別相談会 ～専門家と一緒に補助金申請書を作ろう!～

経営計画に基づいて行う **販路拡大等**の取り組みに対して

最大 **50万円** の補助金がでる!

※補助金制度には審査があります。補助金概要については、裏面をご覧ください。

経営計画とは、自社がこれからどういう経営を行っていくのか？ また、どういう方針で進むのか？ など、未来のビジョンを示す計画です。

公募が予定されている「小規模事業者持続化補助金」を活用するためには、経営計画書の作成が必須となります。そこで、持続化補助金の申請にあたり、計画書作成ポイントについてお話しします。またセミナー終了後、個別にご相談対応いたします。

- ◆日 時 **4月12日（金）午後4時～5時30分**
- ◆場 所 習志野商工会議所 会議室
- ◆主な内容
 - 小規模事業者持続化補助金の概要
 - 補助金申請書の作成方法、申請にあたり注意すべきポイント
 - 作成した補助金申請書の内容を確認し、ブラッシュアップ他〔個別相談会〕
- ◆講 師 中小企業診断士 川村 浩司 氏
- ◆受講対象 小規模事業者
- ◆受講料 無 料

習志野商工会議所 中小企業支援室 行

【FAX】 047-452-6744

小規模事業者持続化補助金
経営計画作成支援セミナー・個別相談会 参加申込書

事業所名		住 所	
氏 名		業 種	
		従業員数	人
T E L		F A X	
個別相談の希望（どちらかに○を付けて下さい）		希望する ・ 希望しない	

*お申込み時にお預かりいたしました個人情報、当セミナー開催における連絡及びセミナー情報の提供以外の目的には使用いたしません

参考

※前回の募集要項です。平成30年度補正の補助金概要は、近日発表される予定です。

平成29年度補正予算事業 小規模事業者持続化補助金

◇経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し **50万円**を
上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

- ・①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開取組は、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

◇計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

《対象となる取り組みの例》

- ① 広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 新たな商品・サービスの提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
 - ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発。原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開発やネット販売システムの構築、管理システムの導入

◆補助対象者

小規模事業者とは

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)委託費、外注費

◆補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円

(①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開取組は上限100万円)
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。